

○承認等前決済禁止 関係条文

<p>外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号)</p>	<p>外国為替令 (昭和五十五年政令第二百六十号)</p>	<p>外国為替令第六条第五項の經濟産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入(平成三十一年經濟産業省告示第五百五号) (最終改正…令和七年四月十一日 經濟産業省告示第七十一号)</p>
<p>(支払等) 第十六条 主務大臣は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、当該支払等が、これらと同一の見地から許可又は承認を受ける義務を課した取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等を</p>	<p>(支払等の許可等) 第六条 財務大臣又は經濟産業大臣は、法第十六条第一項から第三項までの規定に基づき居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等(支払又は支払の受領をいう。以下同じ。)について許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、これらの規定のうちいずれの規定に基づき許可を受ける義務を課するかを明らかにした上で、その許可を受けなければならぬ支払等を指定してするものとする。</p>	<p>外国為替令第六条第五項の經濟産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入は次のとおりとする。 一 貨物の輸出 二 北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入以外の貨物の輸入 附 則 第二号(「北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入以外の」に係る部分に限る。)の規定は、令和九年四月十三日限り、その効力を失う。</p>

<p>しようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課することができる。</p> <p>254 (略)</p> <p>5 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、取引又は行為を行うことにつき許可若しくは承認を受け、又は届出をする義務が課されているときは、政令で定める場合を除き、当該許可若しくは承認を受けないで、又は当該届出をしないで当該取引又は行為に係る支払等をしてはならない。</p>	<p>しようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課することができる。</p> <p>254 (略)</p> <p>5 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、取引又は行為を行うことにつき許可若しくは承認を受け、又は届出をする義務が課されているときは、政令で定める場合を除き、当該許可若しくは承認を受けないで、又は当該届出をしないで当該取引又は行為に係る支払等をしてはならない。</p>
<p>5 法第十六条第五項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる法令の規定により許可又は承認を受ける義務が課されている貨物の輸出又は輸入のうち、経済産業大臣が当該貨物の輸出又は輸入の当事者、内容その他を勘案してその支払等がされても法の目的を達成するため特に支障がないと認めて告示により指定した貨物の輸出又は輸入に係る支払等をする場合とする。</p> <p>一 法第四十八条第一項</p> <p>二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項又は輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条第一項</p>	<p>5 法第十六条第五項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる法令の規定により許可又は承認を受ける義務が課されている貨物の輸出又は輸入のうち、経済産業大臣が当該貨物の輸出又は輸入の当事者、内容その他を勘案してその支払等がされても法の目的を達成するため特に支障がないと認めて告示により指定した貨物の輸出又は輸入に係る支払等をする場合とする。</p> <p>一 法第四十八条第一項</p> <p>二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項又は輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条第一項</p>